

## 65. 退職金等専用定期預金「キープワン 2026」(複利型)

(2026年3月1日現在)

1. 商品名と概要	<p>退職金等専用定期預金「キープワン 2026」</p> <p>退職金からの新規預入による定期預金を、初回満期日まで特別金利でお預かりいたします。</p>
2. 販売総額	300 億円
3. お取扱い期間	<p>2026年3月2日～2026年9月30日</p> <p>ただし、上記販売総額(予約受付分も含む)に達した時点で取扱いを終了させていただきます。</p>
4. ご利用いただける方	<p>団体会員の間接構成員の方または「東北ろうきん友の会等」への会員加入が可能な個人の方で、以下①または②を満たす方</p> <p>① 「2026年3月から2027年2月までに退職される方」で取扱い期間中に退職金を預入いただける方</p> <p>② 「2025年3月から2026年2月までに退職された方」で当金庫に退職金専用定期預金(「ファーストキープ」および「キープワン」)を預入しておらず、取扱い期間中に退職金を預入いただける方</p> <p>* 団体会員の退職者の方で退職時に団体会員の間接構成員でなくなった方は、東北ろうきん友の会等への加入が必要となります。</p>
5. ご留意いただきたい事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「4. ご利用いただける方」のうち①に該当する方で、2026年10月以降に退職される方または②に該当する方については、「予約票」の受付によりお取扱い期間終了後も本商品でお預入れいただけます。</li> <li>・ただし、予約票の受付は2026年9月30日までとさせていただきます。また、予約受付の場合、預入予定日から1ヶ月以内かつ2027年2月末までにお預入れをお願いいたします。</li> <li>・お振込等により新たにお預入れいただいた「退職金」を対象とさせていただきます(満期金、お振替、ご継続、ご解約等当金庫から払戻された資金によるお預入れは対象となりません)。</li> <li>・新たに退職金等を100万円以上預入する場合に限り、勤務先の制度による積立(共済積立貯金、社内積立金等。ただし、当金庫の預金等は除く)および他金融機関からの預替資金(2026年2月末時点で当金庫に預入されていない資金に限る)を退職金受取金額に合算することが可能です。合算する場合には、その金額を確認できる資料(通帳等)をご持参ください。</li> <li>・すでに当金庫へお預入れいただいている預金は、お取扱店を変更した場合でも当商品へのお預入れはできません。</li> </ul>

	・ダイレクトバンキングおよびATMによるお取扱いはできません。
6. 預金種類	スーパー定期
7. 期 間	5年
8. お預入れ方法	
(1) お預入れ方法	一括してお預入れいただきます。
(2) お預入れ金額	<p>お一人さま 100 万円以上、退職金受取金額または 1,000 万円未満のいずれか低い金額</p> <p>なお、1,000 万円以上お預入れいただく場合、単利型にてお預かりいたします。</p> <p>* 取扱期間中は限度額以内で複数のお預入れも可能です。1 回のお預入れは 100 万円以上となります。</p> <p>・スーパー定期・・・100 万円以上 1,000 万円未満</p>
(3) お預入れ単位	100 万円以上 1 円単位
(4) 発行媒体	通帳・証書
9. お持ちいただくもの	<p>ご本人様確認資料・お届け印のほか、以下のいずれかの資料をお持ちください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職所得の源泉徴収票</li> <li>・退職金振込通帳</li> <li>・退職金支払明細書またはそれに準ずるもの</li> </ul> <p>また、退職金のほかに、勤務先の制度による積立金および他金融機関からの預替資金を合算する場合は、その金額が確認できる以下の資料もお持ちください。</p> <p>確認資料（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務先積立金の残高のお知らせや支払（解約）明細書等</li> <li>・勤務先積立金の受取通帳</li> <li>・他金融機関の通帳等（預替資金の残高が確認できるもの）</li> </ul> <p>* お持ちいただいた資料において確認できない場合は所属されている会員またはご本人様にお預入れ内容を確認させていただく場合があります。</p>
10. 満期時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期時に本商品を払戻しての再預入れはできません。また、お取扱店変更の場合でもお預入れはできません。</li> <li>・お預入れ時のご指定により、元金継続または元利金継続でお取扱いいたします。なお、満期後はお預入れ金額に応じて「スーパー定期（複利）」としてお預かりし、店頭表示金利を適用いたします。</li> <li>* 期日指定、非自動継続のお取扱いはしていません。</li> <li>* 満期後は上乗せ金利定期預金「ドリームライン」をご利用いただけます。ご利用には手続きが必要となりますので、窓口にお問い合わせください。</li> </ul>
11. 払戻し方法	満期日以後に一括して払戻しいたします。

12. 利息		
	(1) 適用金利	<p>特別金利 年 1.50%</p> <p>* 特別金利の適用は、初回満期日までとなります。</p> <p>* 金利情勢の変動等により、お取扱い期間中に特別金利を見直す場合があります。</p>
	(2) 利払い方法	半年複利で計算し、満期日後以降に一括して利払いいたします。
	(3) 計算方法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算を行います。
13. 税金		<p>20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%）</p> <p>* 復興特別所得税が付加されることにより、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。</p> <p>* マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。</p>
14. 手数料		——
15. 付加できる特約条項		
	当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになったときに自動的にご融資すること。当座貸越といいます。）を利用することができます。</li> <li>・総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の 90%（千円未満切り捨て）または 300 万円のうちいずれか少ない金額とします。</li> <li>・貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に 0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。</li> </ul>
16. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い		<p>契約期間および預入期間に応じて、普通預金利率または約定利率に所定の掛目を乗じた金額（＝中途解約利率（小数点第 4 位以下切り捨て））により計算したお利息とともにお支払いいたします。</p>

17. 一部払い戻しのお取扱い	お預け入れ金額	払戻可否
	100 万円以上 300 万円未満	お預け入れ日から 1 年経過後、 預入額 100 万円を超える金額のみ一部払い戻しができます。
	300 万円以上 1,000 万円未満	お預け入れ日から 1 年経過後、 預入額 300 万円を超える金額のみ一部払い戻しができます。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部払い戻し時の利率は、お預け入れ日（ご継続日）から一部払い戻し日までの期間に応じた上記 16 の中途解約利率によります。</li> <li>一部払い戻し後、残りのお預かり金額は当初お預け入れの利率がそのまま適用されます。</li> </ul>	
18. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利息）で保護されます。	
19. 金利情報の入手方法	窓口またはフリーダイヤルにお問い合わせください。	
20. 商品に関するお問い合わせ	フリーダイヤル：0120-1919-62 受付時間 平日 午前9時～午後5時	
21. 苦情処理措置（ろうきんの相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p><b>【窓口：東北労働金庫 お客様相談窓口】</b> 0120-191-562 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="https://www.tohoku-rokin.or.jp">https:// www.tohoku-rokin.or.jp</a></p>	
22. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお問い合わせください。</li> <li>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しく</p>	

	<p>は、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所 にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
--	--

東北労働金庫